



令和8年4月23日

富士宮市議会議長 佐野 和彦 様

富士宮市議会議員政治倫理審査会
委員長 佐野 寿夫

審査結果報告書

令和7年12月23日付け富議第468号で審査の付託を受けた件について、富士宮市議会議員政治倫理条例第12条第1項の規定により、下記のとおり報告します。

記

- 1 審査対象議員の氏名 近藤 千鶴 議員
- 2 違反する疑いのある政治倫理基準

富士宮市議会議員政治倫理条例第5条第5項

発言又は情報発信を行う場合（第三者をしてこれらをさせる場合を含む。）は、公職にある者としての責任と自覚を持ち、誹謗中傷の言動その他他人の名誉を毀損し又は人格を損なわせる行為をしないこと。

- 3 違反する疑いの内容

篠原副市長宛の通告書の中で、処分要求は行政への付度として行ったなど根拠もない内容で、処分要求をおこなった議員に対し名誉を毀損する記述をしている。また諏訪部議員宛の通告書の中で、処分要求は行政への付度としてされたものだと、そうであれば議会人として恥ずべき行為であるが、行政との関係で止むを得ない立場であったならそれなりの事情があったと一定の理解は示したい。など根拠もなく行政へ付度したと決めつけ恥ずべき行為などと侮辱する記述でもある。さらに一方的に期限を切り守らなければ法的措置を講じるなどの、脅迫めいた言葉で書面での回答を強要する行為は強要罪ともとれる行動であり議員としての倫理観を疑う内容である。以上のことから政治倫理基準に違反していると思われることから審査を請求する。

- 4 審査の結果

本審査会は審査の結果、近藤千鶴議員の前記所為は、富士宮市議会議員政治倫理条例第5条第5項に掲げる政治倫理基準に違反する行為であったと認定し、同議員に対して講ずべき措置としては「議長からの文書による注意」が相当であると決定した。その理由は以下に述べるとおりである。



(理由)

(1) 認定した事実とこれに対する評価

近藤千鶴議員が篠原副市長および諏訪部議員に宛てた通告書の中の「処分要求は行政への忬度として行った」との趣旨の記述について、委員会では、「議会が行政の下請け」であるかのような誤解を招く、「議会全体への侮辱」である、との意見が出され、審査請求者の主張する名誉毀損や侮辱に値するものと捉えた。

また、公然性の観点から審査請求者が主張する「名誉毀損・侮辱」というよりは「誹謗中傷」に該当するのではないかとの議論を経て、最終的に当該記述は、富士宮市議会議員政治倫理条例第5条第5項に定める「誹謗中傷」に当たると認定した。

次に、同通告書に記載された「処分要求は行政への忬度として行われた」との趣旨の記述に根拠があるかについて審議を行った。その結果、近藤議員の弁明内容を踏まえた上で、委員全員が「忬度を示す客観的な証拠は存在しない」との認識で一致し、当該記述は根拠のないものであると認定した。

次に、諏訪部議員宛ての通告書において、一方的に回答期限を切り、応じなければ法的措置を講じる等の表現で回答を迫った行為について審議した。

これについては、一方的な期限設定や法的措置の示唆は威圧的であり、議員としての倫理観に欠ける行為であると全委員が認定した。

なお、審査請求者が指摘する「強要罪ともとれる行動」等の法的な是非については、司法が判断すべき領域であるとし、本委員会としての判断は差し控えることとした。

以上の事実認定に基づき、近藤千鶴議員の行為が富士宮市議会議員政治倫理条例に定める政治倫理基準に違反するか否かを採決したところ、全会一致で同条例第5条第5項の政治倫理基準に違反するものと認定した。

(2) 審査対象議員に対して議長が講ずる措置に関する意見

前項で認定、評価したとおり、近藤千鶴議員の本事案における所為は、富士宮市議会議員政治倫理条例第5条第5項に定める政治倫理基準に違反するものである。

また、審議の過程において委員から、近藤千鶴議員の市議会議員としての倫理観を問題視する指摘が再三なされた。

したがって、近藤千鶴議員に対する措置としては、本件に対する自省と、富士宮市議会議員であることの自覚及び議員としての倫理観の保持に努めるよう、議長からの文書による注意が相当であり、注意文書の案を委員の総意により次のとおりとした。

(案)

富議第 号
令和 年 月 日

富士宮市議会議員 近藤 千鶴 様

富士宮市議会議長 佐野 和彦

富士宮市議会議員政治倫理条例に基づく注意

2025年12月2日付けで佐野和也議員ほか3人から提出された審査請求について、富士宮市議会議員政治倫理審査会は、あなたの行為を富士宮市議会議員政治倫理条例第5条第5項に定める政治倫理基準に違反するものと認定しました。

あなたが篠原副市長及び諏訪部議員に宛てた通告書において、「処分要求は行政への付度として行った」との趣旨の記述は客観的な根拠が認められず、当該議員や議会が行政に従属しているような誤解を招くものであり、誹謗中傷に当たるものです。

また、諏訪部議員に宛てた通告書における、一方的な回答期限を設定し、法的措置を背景に回答を強要する記述は威圧的であり、議員に求められる最低限の倫理観を欠く行為であります。

これら一連の行為は、富士宮市議会議員政治倫理条例第5条第5項に定める政治倫理基準に違反するものであり、市民の信頼に値する高い倫理性が求められる市議会議員にあつては、厳に慎むべきものであります。

よって、議長である私からあなたに対し注意するとともに、本通知の趣旨を深く理解し、富士宮市議会議員の一員であることの自覚と、議員としての倫理観の保持に努めるよう強く求めます。

(別紙)

政治倫理審査会における審査の経過

1 審査会の設置

富士宮市議会議員政治倫理条例（以下「条例」という。）第8条第1項の規定に基づき、2025年12月2日に4名の議員（佐野和也議員（代表者）、赤池弘源議員、諏訪部孝敏議員、小松快造議員）の連署により審査請求書の提出があった。

佐野和彦議長は、条例第8条第4項の規定に基づき、当該請求の適合確認を経て、令和7年12月23日に富士宮市議会議員政治倫理審査会（以下「審査会」という。）を設置し、次の5人の議員を審査会の委員（以下「委員」という。）に指名した。

稲葉晃司議員、岩村恵美議員、芦澤秀典議員、佐野寿夫議員、植松健一議員

2 審査の経過

【第1回審査会】

令和7年12月26日、全委員出席のもと第1回審査会を開催し、条例第10条第5項の規定に基づき、審査会委員長に佐野寿夫議員、副委員長に植松健一議員が互選された。

その後、今後の審査日程として、まず審査請求者に出席を要請し、説明の聴取及び質疑等を行うこととした。

【第2回審査会】

令和8年1月13日、全委員出席のもと第2回審査会を開催し、審査請求者を代表して佐野和也議員から審査請求の趣旨について説明があり、その後、審査請求者に対する質疑が行われた。

質疑終了後、次回の日程として条例第10条第2項に基づく弁明の機会として、審査対象議員である近藤千鶴議員に出席を求め、弁明及び質疑を行うこととした。

【第3回審査会】

令和8年1月29日、全委員出席のもと第3回審査会を開催し、審査対象議員である近藤千鶴議員から弁明があり、その後同議員に対する質疑が行われた。

質疑終了後、次回の日程として本件に対する政治倫理基準に違反する行為の存否について協議し、違反があったと認めるときは、審査対象議員への措置についても併せて協議することとした。

【第4回審査会】

令和8年3月27日、全委員出席のもと第4回審査会を開催し、本件に対する政治倫理基準に違反する行為の存否について協議し、本件は条例第5条第5項に違反するものと認定した。

また、審査対象議員への措置については、議長からの文書による注意とすることに決定した。

その後、次回の日程として、条例第12条に規定する報告書について、正副委員長によ

り報告書案を作成し協議することとした。

【第5回審査会】

令和8年4月17日、委員4名出席により第5回審査会を開催し、条例第12条に規定する報告書について協議を行い、正副委員長案とすることで決定した。

その後、議長への報告書の提出については正副委員長に一任することで確認を行い閉会した。